新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年9月4日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

源泉徴収税率の引き下げの時限措置(修正)







3% から1.5%へ 税率引き下げ 3% から2%へ税 率引き下げ

源泉税税率の引き下げ

歳入法典に基づき財務省361号省令 (仏暦2563) (2020**) 2020年4月1日以降 2020年9月30日迄

2020年4月1日-2020年9月 30日の期間にサプライヤー へ支払いを行う(2020年5 月-2020年10月に源泉徴収 税の申告期限が到来する) 全ての法人対象 **2020**年10月1日以降 2021年12月31日迄

2020年10月1日-2021年12月 31日の期間にサプライヤーへ 支払いを行う(2020年11月-2022年1月に源泉徴収税の申 告期限が到来する)場合 でe-Withholdingシステムで 納付を行う場合に限る



所得の受領者はタイ における<u>自然人</u>の場 合



支払者	所得の種類	(2020年4月1日 以降 2020年9月30日迄)		(2020年10月1日以降 2021年12月31日迄) (e-Withholdingシステムに限 る)	
		原則	軽減税率	原則	軽減税率
会社 / パートナーシップ	歳入法典第40条(6)の 自由専門職業に係る所得 (6種類の専門家報酬*) *** 弁護士、医療従事者、 技術士、建築家、会計士、 芸術家、又はその他の自 由専門職業からの所得	3 %	1.5%	3 %	2%
	歳入法典第40条(7) ターン・キー契約の請負 報酬	3 %	1.5%	3 %	2%
/その他法人	歳入法典第40条(8)請 負報酬、賞金、リベート、 賞金、リベート、 関売促進からの便益、ン ターディンメ、広険はエパフォーマンス、広険場費用以外の保験費用以外の保護を含み、サービスの保験がある。 通運がある。 が発生するのののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	3 %	1.5%	3 %	2%

所得の受領者はタイ における<u>会社又は法</u> 人格を有するパート ナーシップの場合



支払者	所得の種類	(2020年4月1日以降 2020年9月30日迄)		(2020年10月1日以降 2021年12月31日迄) (e-Withholdingシステムに 限る)	
		原則	軽減税率	原則	軽減税率
	歳入法典第40条(2)業 務譲の職務又は人的役務 の提供による所得/コ ミッション	3 %	1.5%	3 %	2%
会社 /	歳入法典第40条(3)営 業権、著作権、その他の 権利により生じる所得	3 %	1.5%	3 %	2%
パートナーシップ /その他法人	歳入法典第40条(6)の 自由専門職業に係る所得 (6種類の専門家報酬*)*** 弁護士、医療従事者、建 築家、会計士、芸術家、 その他の自由専門職業か らの所得。	3 %	1.5%	3 %	2%
	歳入法典第40条(7) ターン・キー契約の請負 報酬	3 %	1.5%	3 %	2%
	歳入法典第40条(8)請 負報酬、賞金、リベート、 販売促進からの便益、及 び各種サービス(エン ターテインメントパ フォーマンス、広告、生 命保険以外の保険料、交 通運輸費用以外)から発 生する所得を含み、ホテ	3 %	1.5%	3 %	2%

社会保険料拠出率の引き下げの時限措置



社会保険料拠出率 の引き下げの時限 措置

ただし、この労働省の告示 案通り官報で発表されるま では、施行されるか否か不 明です。

Source:https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/34706

第1フェーズ

(2020年3月度~5月度)

社会保険料拠出率の引き下げ

事業主:賃金の5%⇒賃金の4%

従業員(被保険者):賃金の5%

⇒賃金の1%

社会保険料拠出金負担額上限の引き 下げ

事業主750バーツ⇒600バーツ

従業員(被保険者)750バーツ

⇒150バーツ

第2フェーズ

(2020年9月度~11月度)

社会保険料拠出率の引き下げ

事業主:賃金の5%⇒賃金の2%

従業員(被保険者):賃金の5%

⇒賃金の2%

社会保険料拠出金負担額上限の引き 下げ

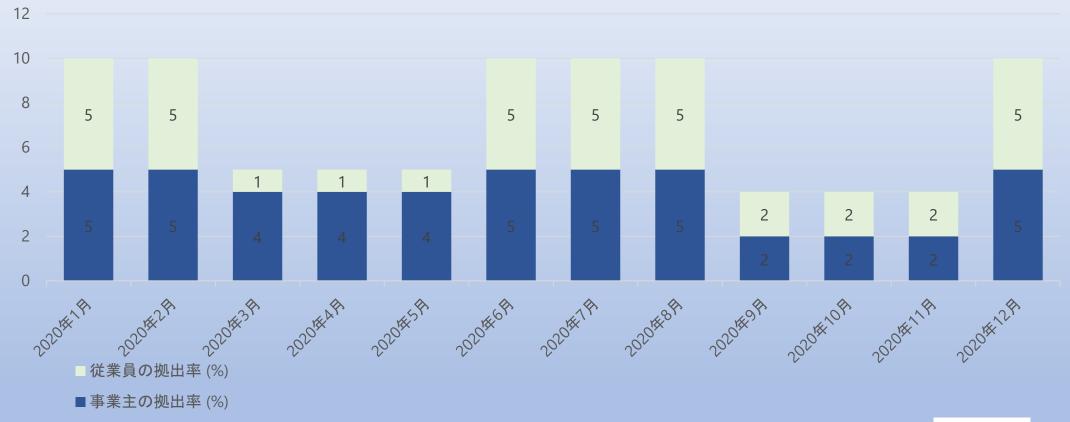
事業主750バーツ⇒300バーツ

従業員(被保険者)750バーツ

⇒300バーツ

社会保険料拠出率引き下げ

第2フェーズ (2020年9月~11月)











社会保険料拠出金負担の上限

第2フェーズ (2020年9月~11月)

